

保護者様もご一読ください

保健だより＊4月号

2023年4月8日

常翔学園中学校・高等学校

保健室

…保健室でのルール…



- 来室する時は、先生に（休み時間はクラスメイトに）連絡してから来ましょう。
- 急用の他は、休み時間・放課後に利用してください。
- 保健室は薬局ではありませんので、薬を渡すことはできません。
- 保健室での休養は1時間以内とします。
- 他の生徒が休養しているかもしれません。保健室では静かにしましょう。
- けがをしたとき、保健室でする手当ては最初の1回です。帰宅後は、保護者に報告し、必要に応じて医療機関を受診しましょう。

…相談室(スクールカウンセリング)について…

担当：山下 彩（やました あや）先生

来校日時：毎週 月・水 12:40～17:40（予約は保健室）

保護者様および生徒のみなさんへ（以下の3点をご一読ください）

① アレルギー用学校生活管理指導表について

アレルギー疾患により、学校生活で配慮をご希望される場合、『アレルギー疾患用学校生活管理指導表』（←保健室にあります）のご提出をお願いします。

「管理指導表」は、主治医からアレルギー疾患の治療方針や配慮事項等を報告していただき、より安全で安心な学校生活を送れるようにすることを目的にしたものです。

特に、食物アレルギー・アナフィラキシーなどがある方は、ご協力をお願いします。

② 学校から医療機関を受診する場合について

学校から医療機関を受診する場合、保護者同伴を求められることが多くっており、保護者様のご来校、ご来院が必要となる場合があります。ご協力をお願いします。

③ 日本スポーツ振興センターについて

日本スポーツ振興センターとは、学校の管理下においてお子様が災害にあった場合、保護者様が学校を通じて給付金を申請できる機関です。

本校生徒は、日本スポーツ振興センターに全員が加入しています。

万が一、ケガ等をされた際は、速やかに学校（担任、顧問）にお申し出ください。

なお、申請につきましては、保健室にて 月～金 8:30～16:30 に対応いたします。ご協力をお願いします。



給付の内容・対象等は次のページのとおりです（ホームページから抜粋）制度の詳細については、「独立行政法人・日本スポーツ振興センター」のホームページ(災害給付共済)をご覧ください。

給付の対象となる「学校の管理下」と災害の範囲 および 注意点

引用ホームページ：独立行政法人・日本スポーツ振興センター

- | |
|--|
| ①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
(保育所等における保育中を含みます) |
| ②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合 |
| ③休憩時間、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合 |
| ④通常の経路及び方法により通学(通園)する場合 |
| ⑤その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合 |

- 1 独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 2 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)
- 3 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 4 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないと、時効によって請求権がなくなります。
- 5 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 6 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- 7 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 8 高等学校又は高等専修学校の生徒及び高等専門学校の学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰、その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- 9 高等学校又は高等専修学校の生徒及び高等専門学校の学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。